

燕市作業受委託マッチング支援事業業務仕様書

1 目的

この仕様書は、燕市（以下、「甲」という。）が当該事業受託者（以下、「乙」という。）に委託する、燕市福祉的作業受発注マッチング事業を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 概要

本業務においては、就労系障がい福祉サービス事業所利用者の工賃向上のため、企業等の作業発注と障がい福祉サービス事業所の作業受発注のマッチング等を、民間ノウハウを有する事業者へ委託し、受発注の調整をすることで成約率の向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、燕市議会の予算繰越の承認を受けた場合は、期間延長を行う。

4 業務の内容

(1) マッチング業務

工賃向上を図るため、企業等の作業発注と障がい福祉サービス事業所の作業受注のマッチングを行う。また、企業等に出向き営業活動等を行うと共に、障がい福祉サービス事業所が受注できる作業の切り出しを行う。

- ・契約期間中、企業等と障がい福祉サービス事業所の作業受発注のマッチングを10件以上成約させること。
- ・企業等と障がい福祉サービス事業所の作業受発注のマッチングは、成約したか否かに関わらず任意の様式により記録すること。
- ・契約期間中、企業等への営業活動等を延べ20社以上行うこと。また、営業活動等は任意の様式により記録すること。
- ・委託費は成果報酬型とし、成約額（継続して受発注される作業については、初回の成約額）に応じて段階的に設定すること。ただし、成約額を超えた金額で設定しても構わない。

(2) アドバイザー業務

作業の受発注に係り障がい福祉サービス事業所に対し、作業効率、品質管理、単価交渉、施設利用者の指導等について助言を行う。

- ・契約期間中、障がい福祉サービス事業所への助言を延べ20回以上行うこと。
- ・助言は電話、電子メール等の手段により行っても構わないが、障がい福祉サービス事業所が望んだ場合は訪問して行うこと。
- ・障がい福祉サービス事業所へのアドバイスについては、日時、内容などアドバイスの実績を任意の様式により記録すること。

(3) 事業の効果測定

事業の効果測定に当たっては、成約額等の金額はもとより、アンケートの結果など、企業等及び障がい福祉サービス事業所等の所感も可能な限り捉えて行うこと。

(4) その他

上記のほか、目的を達成するために必要な業務や企画があれば提案すること。

5 成果品

(1) 実績報告書

(2) マッチング及びアドバイスの記録

なお、各々の様式は、甲乙が協議のうえ定めることとする。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 総括責任者通知書

(3) 完了届

(4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検査を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

8 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡したうえでこれを行うものとする。

9 作業等の打ち合わせ作業等の打ち合わせ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ定めることとする。